

2024年4月1日
株式会社日本政策金融公庫

「スタートアップサポートプラザ」の新設について

～4都市（東京・名古屋・大阪・福岡）におけるシード・アーリー期のスタートアップ支援を推進～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）国民生活事業は、本日（4月1日）、シード・アーリー期のスタートアップ支援を行う拠点「スタートアップサポートプラザ」を東京都・名古屋市・大阪市・福岡市の4都市に新設します。

政府は、2022年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を策定し、スタートアップへの投資額を10倍にすることを目標に掲げています。さらに、将来においては、ユニコーンを100社創出し、スタートアップを10万社創出することにより、日本がアジア最大のスタートアップハブとして世界有数のスタートアップ集積地となることを目指しています。

今般の取組みは、こうした政府の方針を踏まえ、ベンチャーキャピタルや民間金融機関などの支援機関と連携しつつ、シード・アーリー期のスタートアップに対する融資相談にきめ細かく対応するため、4都市に支援拠点を設けるものです。

また、日本公庫は、これまでもスタートアップに対し、各種融資制度を活用して資金支援に取り組んできたところですが、このたび、融資制度を拡充（※）し、一層の資金支援を行ってまいります。

日本公庫は、今後も引き続き、イノベーションの担い手であるスタートアップの創出を積極的に支援してまいります。

（※）スタートアップ向け融資制度拡充例（詳細別紙）

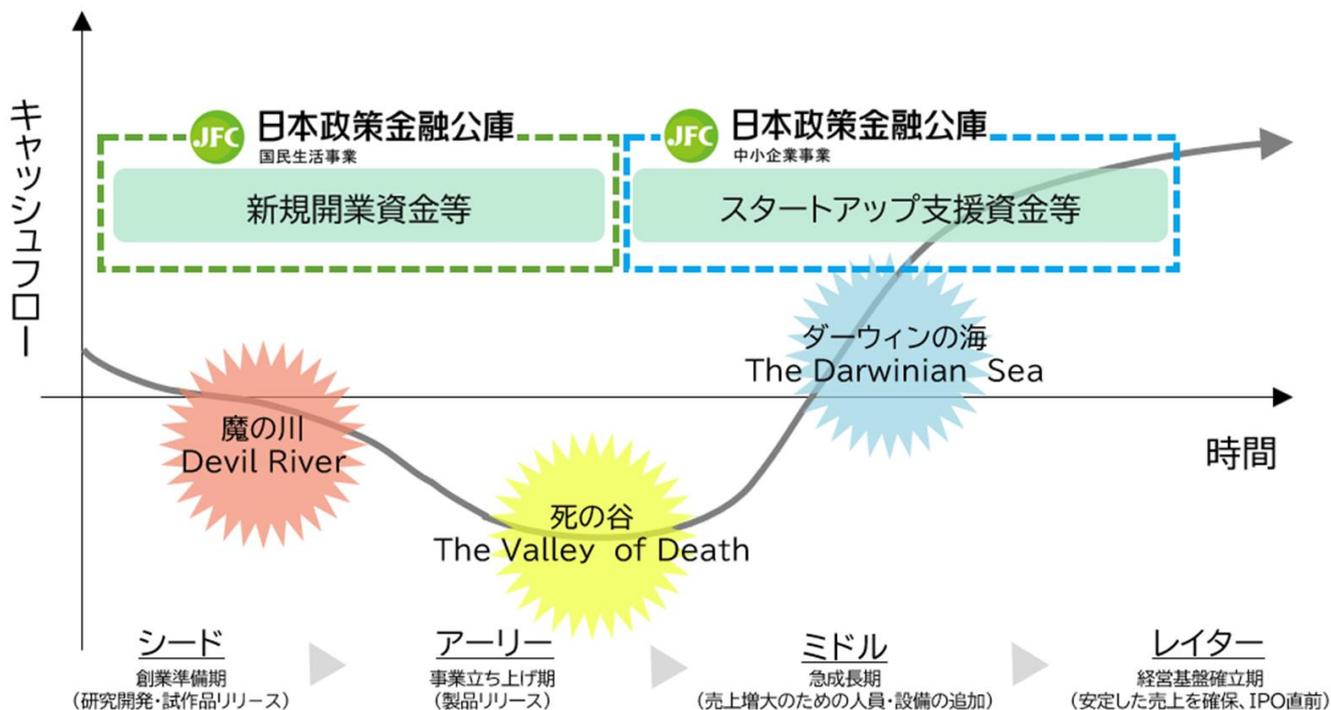
小規模事業者向け：税務申告を2期終えていない方の無担保・無保証人での融資限度額 3→7.2千万円（新規開業資金）
中小企業向け：スタートアップ支援資金の融資限度額 14.4→20.0億円

【各スタートアップサポートプラザの所在地等】

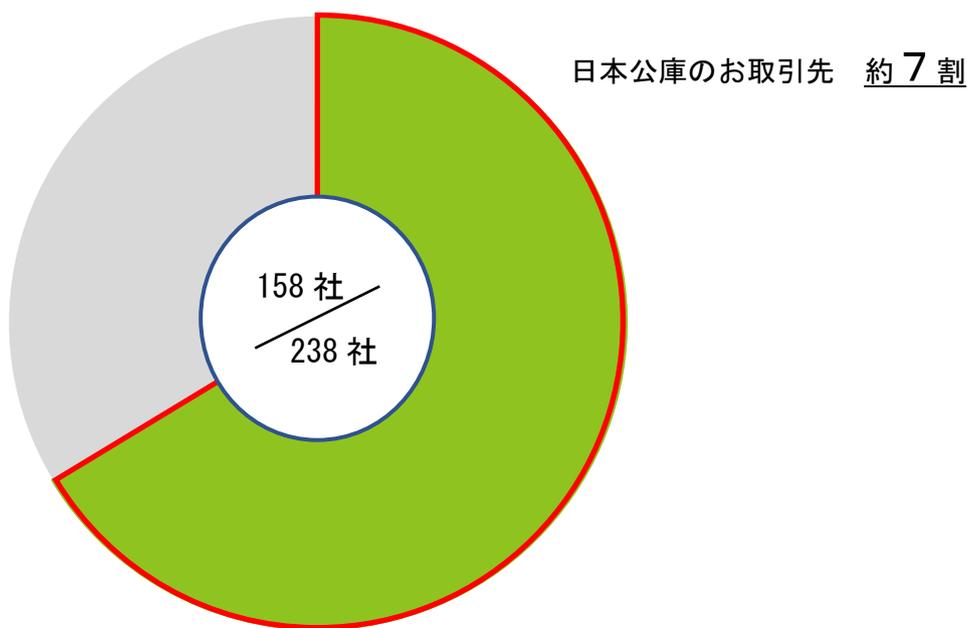
拠点名	連絡先	対象エリア（※）
東京スタートアップサポートプラザ	所 在：新宿区西新宿 1-14-9	東京都
	T E L：03-3342-3830	
名古屋スタートアップサポートプラザ	所 在：名古屋市中村区名駅 3-25-9	静岡県、愛知県、 岐阜県、三重県
	T E L：052-561-6305	
大阪スタートアップサポートプラザ	所 在：大阪市北区曽根崎 2-3-5	大阪府、奈良県、 和歌山県
	T E L：06-6315-0312	
福岡スタートアップサポートプラザ	所 在：福岡市博多区博多駅前 3-21-12	福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県
	T E L：092-473-8747	

※各拠点の対象エリア外におけるスタートアップ支援の窓口は、各支店にて対応しています。

(参考1) 日本公庫のスタートアップ支援の全体像



(参考2) 「J-Startupプログラム(※) 選定先」における日本公庫の取引割合 (令和5年3月末時点)



(※) 「J-Startupプログラム」について

- ・世界で勝てるスタートアップ企業を生み出し、革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を提供することを目指し、経済産業省が推進するスタートアップ企業の育成プログラム。
- ・選定された企業はアクセラレーションプログラム、国内外の大規模イベントへの出展支援等といった支援制度を活用することができます。

(参考3) 日本公庫のスタートアップ向け融資制度の拡充について (下線部が拡充内容)

○ 小規模事業者向け (国民生活事業)

- 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方の無担保・無保証人で利用する場合の融資制度 (旧: 新創業融資制度)

※2024年4月1日から拡充予定 (一部は2024年2月16日拡充済)

例: 新規開業資金を、無担保・無保証人で、新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方がご利用いただく場合

	2023年度	2024年度
要件	創業時において、創業資金総額の1/10以上の自己資金があること等	<u>なし</u>
融資限度額	3,000万円 (うち運転資金1,500万円)	<u>7,200万円</u> (うち <u>運転資金4,800万円</u>)
ご返済期間	設備資金: 20年以内 運転資金: 7年以内 (原則)	設備資金: 20年以内 <u>運転資金: 10年以内 (原則)</u>
うち据置期間	2年以内	<u>5年以内</u>

○ 中小企業向け (中小企業事業)

- スタートアップ支援資金 ※2024年2月16日拡充済

	2024年2月15日以前	2024年2月16日以後
融資限度額	14.4億円	<u>20.0億円</u>

詳細は日本公庫HP (<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/startup.html>) をご参照ください。